

調査事項

在留許可のない外国人住民に対する公共サービスの提供について

1 概況

オーストラリアにおいては、日本でいう「在留資格」という概念はない。1958年に制定された Migration Act(以下「移民法」という。)で「ビザ」について規定されており、非豪州国民に対して豪州への入国及び豪州での滞在を認めるために移民市民権大臣が発給することができる(移民法 29 条)とあり、「ビザ」に在留資格が包含されていると解釈されている。

在留の資格のない不法滞在者の多くは、発行されたビザの期限が過ぎても滞在している者か、何らかの理由でビザが取り消された者である。また、中には、ビザを持たずにオーストラリアに入国したものもある。連邦政府の発表によれば、2009 年度(2009 年 7 月 1 日から 2010 年 6 月 30 日)、おおよそ 450 万人の一時滞在ビザ入国者がオーストラリアに滞在しており、そのうち約 15,800 人がビザの期限が切れて滞在していると推計されている。不法滞在者は 2010 年 6 月 30 日の時点で約 53,900 人とされており、これは、同時期のオーストラリア全体の総人口約 2,230 万人の約 0.24%に当たる。

一般的に、非豪州国民の滞在者はビザの期限が切れる前に、ブリッジングビザと呼ばれる、オーストラリアを出国する準備のため、または、新しいビザを申請するために、法的に身分が保証されるビザが与えられる制度がある。この手続きを踏む事で、即不法滞在者として扱われるのを防ぐことができる。

不法滞在者となれば、オーストラリアに残る権利は剥奪され、直ちに出国することを求められる。しかし、何らかの理由で、出国出来ないような状況にある場合もありうる。その場合は、不法滞在者の拘留施設があり、その施設内で生活することになる。この施設は連邦政府が、人道的な観点から移民法に基づいて食事や医療、教育、その他の活動でも手厚く保護してくれる。

不法滞在者が自ら拘留施設に保護を求める制度はあるが、実際には不法滞在者に対する情報は、住民や雇用者からの通報により連邦移民局に寄せられ、連邦移民局が関係機関へ連絡等を行うなどして取り締まっている。それゆえ、確実に不法滞在者について把握されているものではなく、通常、公共施設の利用やゴミの収集など生活の中で享受できる公共サービスを不法滞在者が受けている可能性は非常に高いと言える。しかし、例えば、不法滞在者が、拘留施設以外で医療や教育等のサービスを受けることが出来るような制度は連邦政府、州政府、市などにおいて制度化されている例は見当たらない。

2 調査項目

① 貴事務所所在国では、在留許可のない外国人住民に対して、公共サービスを提供するか。

→ 公共施設の一般的な利用やゴミの収集のような日常生活の中で享受できる公共サービスは提供されている場合も考えられるが、それ以外の公共サービスは提供されていない。なお法的に保護された不法滞在者(拘留施設での不法滞在生活者)については、移民法に基づいて生活にかかるサービス(教育、食事、医療、その他拘留施設での生活を向上させるための活動等)が保証されている。

② 「提供している」場合、どこが(国か地方自治体か)、どのような公共サービスを提供しているか。

→ (①参照)

③ 公共サービスを受けるために、在留許可のない外国住民は、何か資格、要件を満たすことが必要か。

→ オーストラリアでは、住民登録制度はなく、ビザの要件を満たすかどうかで、豪州以外からの滞在者に対する滞在許可が出されるため、不法な状態にある滞在者が公共サービスを受けるには、新たな滞在目的にあったビザを取得するか、もしくは連邦政府の移民市民権大臣が特別に発行する特別許可制度に基づく「保護ビザ」を取得する以外に方法がない。つまり、ビザを取得して不法状態でなくなることが求められる。